

# 放射線医学総合研究所の見直し内容(案)の概要

平成27年8月21日  
文部科学省研究振興局

## 第1. 中長期目標期間

中長期目標期間を7年とする

## 第2. 事務及び事業の見直し

### 1. 役割の明確化及び具体的な目標設定

研究開発成果の最大化を図る観点から、本法人が果たすべき役割を具体的かつ明確に記載し、研究開発のみならず産学官連携や設備等の共用、人材養成等を通じて達成すべき目標を設定することとする。

### 2. 産学官の連携・協働の強化

本法人での研究成果の実用化、若手人材の育成、研究活動の活性化及び成果の最大化、新たなイノベーション創出等につなげるため、大学・企業等との間でのクロスアポイントメント制度の拡充を検討することとする。

## 第3. 組織形態の見直し

統合の効果を最大限に引き出すためには、統合される組織の人的・技術的リソースについて、活発な相互利用を促すとともに、柔軟な組織運営が望まれる。このような観点を踏まえ、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施できるよう、これを支える本部のマネジメントの強化や内部統制の向上を図ることとする。

## 第4. 運営の効率化

### 1. 電子化の推進

平成28年度の統合後、一拠点から多拠点となることから、それぞれの拠点間におけるWEB会議システムを導入し、業務の効率化を図ることとする。

### 2. 共同調達等の実施

各拠点の近隣に所在する独立行政法人等との共同調達や間接業務の共同実施の可能性について検討を行うこととする。

## **第5. 財務内容の改善に係る見直し**

### **1. 保有資産の見直し**

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととする。

### **2. 自己収入の増大**

外部資金の獲得、外部からの施設使用料の徴収等受益者負担の適正化を積極的に進め、自己収入の確保に努めることとする。

# 見直し内容（案）に関する指摘等

## 見直し内容(案)に関する指摘等

### 【評価制度委員からの指摘】

・本法人が行う研究テーマの目指す成果を明確化するとともに、研究により何を目指し、どのような工程で進ちよくさせるかについて明確化し、具体的な目標として設定する必要があるのではないか。

### 【評価制度委員からの指摘】

・他の研究機関との相互連携及び研究成果の最大化のため、クロスアポイントメント制度の一層の活用について、検討、実施するべきではないか。

### 【評価制度委員からの指摘】

・業務移管に伴い、本部によるガバナンスの充実・強化方策や管理部門の合理化方策について早急に検討する必要があるのではないか  
・研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築、人材、設備や研究シーズ等の相互利用を活性化する仕組みの構築を検討する必要があるのではないか

## 見直し内容(案)

### 【2. 事務及び事業の見直し】

#### 1. 役割の明確化及び具体的な目標設定

・本法人が担うべき役割の具体化・明確化  
・研究開発のみならず産学官連携、設備共用、人材養成等を通じて達成すべき目標の設定

#### 2. 産学官の連携・協働の強化

・大学・企業等との間でのクロスアポイントメント制度の拡充の検討

### 【3. 運営の効率化及び組織の見直し】

・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の一部を統合することによる効果を最大限に引き出すためには、統合される組織の人的・技術的リソースについて、活発な相互利用を促すとともに、異分野の研究者の総合力を結集できる柔軟な組織運営が望まれる。このような観点を踏まえ、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施できるよう、これを支える本部のマネジメントの強化や内部統制の向上を図る。

## 見直し内容(案)に関連する指摘等

### 【統合による見直し】

・平成28年度の統合後、本法人の本部は千葉に設置され、六ヶ所、高崎、那珂、木津川に拠点が所在し、一拠点から多拠点となる予定。

### 【評価制度委員からの指摘】

・一層の業務運営の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。

### 【平成19年閣議決定】

・資産の利用度等のほか、有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、資産圧縮について検討する。

### 【平成22年閣議決定】

・特定の者が検査料等を負担して実施する事業については、受益者負担の適正化の観点から、検査料等の見直しを行う。  
・知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

## 見直し内容(案)

### 【4. 運営の効率化】

#### 1. 電子化の推進

・それぞれの拠点間におけるWEB会議システムの導入

#### 2. 共同調達等の実施

・共同調達等の導入についての検討

### 【5. 財務内容の改善】

#### 1. 保有財産の見直し

・資産の利用度、有効利用可能性の多寡等の観点に沿った、保有の必要性の見直し

#### 2. 自己収入の増大

・外部資金の獲得や受益者負担の適正化の推進による自己収入の確保